

第1回 名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会

日時：令和5年5月21日（日）

午後3時00分～

会場：愛知・名古屋 戦争に関する資料館
2階 セミナールーム

1 開会

2 委員紹介

3 議題

（1）会長の互選について

（2）「名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）」の制定について

4 意見交換

5 その他

【資料】

- ・「名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）」の制定について
- ・＜参考1＞名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会要綱
- ・＜参考2＞名古屋空襲について
- ・＜参考3＞他都市の状況について

名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会 名簿

○委員

岩崎 建彌	全国空襲被害者連絡協議会 運営委員
笠井 雅直	名古屋学院大学 名誉教授 愛知・名古屋 戦争に関する資料館運営協議会 会長
金本 弘	愛知県原水爆被災者の会 理事長
西形 久司	東海高等学校 教諭 愛知・名古屋 戦争に関する資料館運営協議会アドバイザー
宮原 大輔	戦争と平和の資料館ピースあいち 館長
森 清行	名古屋市戦没者遺族連合会 会長

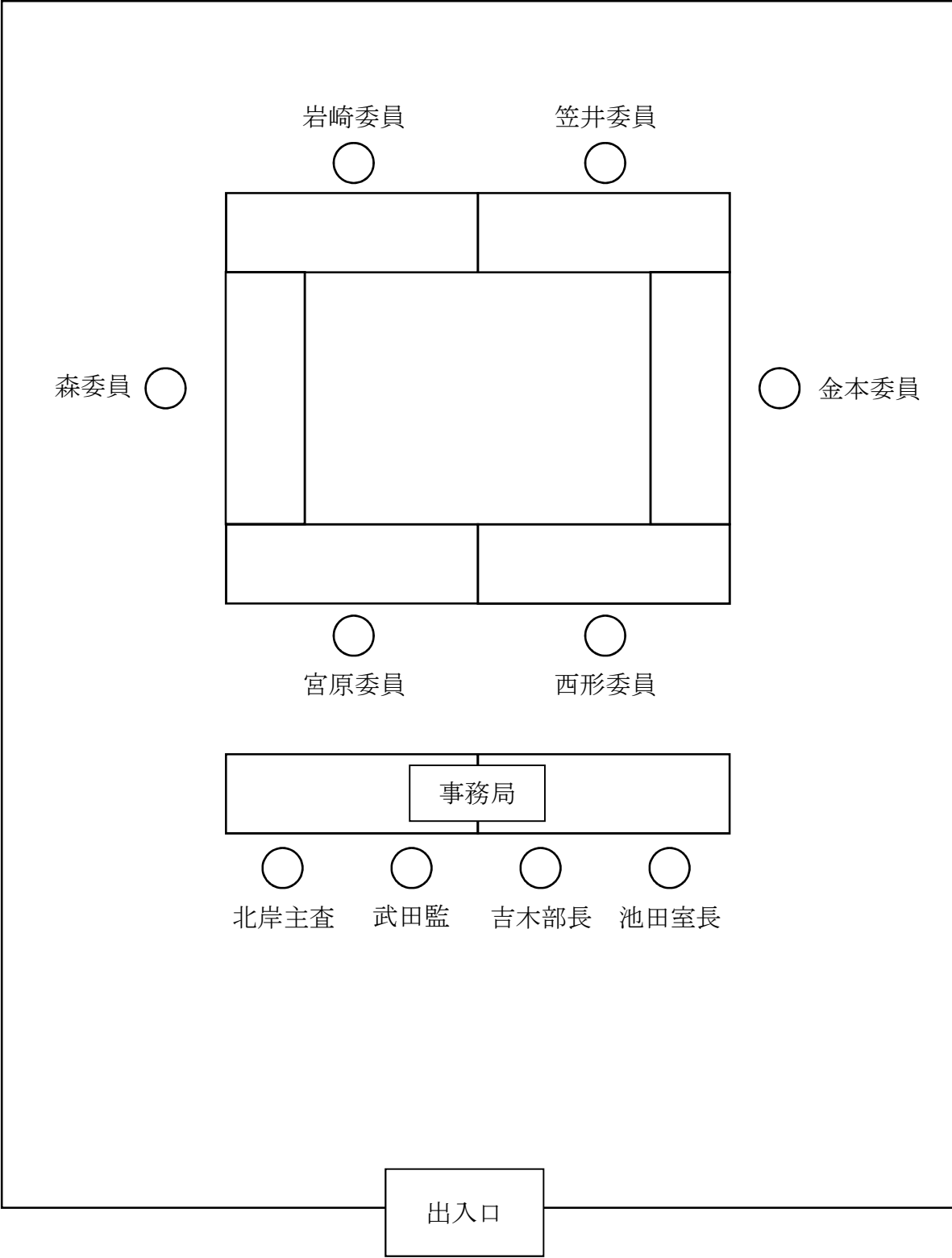
（五十音順）

○事務局（名古屋市）

武田 淳	総務局企画調整監
吉木 彰	総務局総合調整部長
池田 和貴	総務局総合調整部総合調整室長
北岸 健一	総務局総合調整部総合調整室 主査（調整）

第一回 名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会 配席図

会場：愛知・名古屋 戦争に関する資料館
2階セミナールーム



「名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）」の制定について

名古屋市では、「名古屋空襲の犠牲者を追悼する日を定める条例（仮称）」を制定し、平和意識の高揚を図るための施策に取り組んでまいります。

1 検討の背景

○東邦高等学校生徒会から、名古屋空襲で犠牲となられた方々を追悼するとともに、改めて平和について考えるきっかけとするために「名古屋空襲慰霊の日」の制定を求める提案があった。

【参考】H26.4:市長宛て要望書、H30.11:市議会宛て請願書、R5.1:市長宛て請願書

○戦後78年経つことから、戦争・空襲体験者の話を聞く機会や平和について学び考える場が減少している。悲惨な歴史を風化させないために、戦争を知らない世代の理解を進め、継承する取り組みが必要。

○ウクライナ情勢が緊迫化し、ロシアによる核兵器使用のリスクへの懸念が高まるなか、国際的に平和を求める機運が高まっている。

2 条例制定の目的

○名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の記憶を後世に語り継ぎ、恒久平和の実現を希求する意識を醸成することにより、平和な社会の発展に寄与する。

○制定日を中心に平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

3 協議会における協議事項

○目的の明確化、名称・特定の日を検討

○催事に関する提案

4 今後の流れ（想定）

時 期	事 項	内 容
今 回	第一回協議会	市の基本的な考え方を説明、意見交換
6月下旬頃	第二回協議会	第一回の議論を踏まえ、方向性を検討
8月上旬頃	学生ワークショップ	若い世代（高校生）からの意見聴取
8月下旬頃	第三回協議会	上記を踏まえて条例（案）を作成
9～11月	市民・市議会への説明	条例（案）について意見聴取

※協議会は、意見聴取の結果等に応じて追加で開催

名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会要綱

（目的及び設置）

第1条 名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）（以下「追悼の日」という）の制定に向けて必要な検討を行うため、名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 追悼の日の名称、日付に関する事。
- (2) 追悼の日関連施策に関する事。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、総務局長が依頼する。

（任期）

第4条 委員の任期は、前条による依頼をした日から協議会の目的が達成された日までの期間とする。

2 総務局長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中においても解任することができる。

- (1) 委員が病気その他の事由により職務を遂行できないと認められるとき。
- (2) その他総務局長が委員として適当でないとき。

（会長）

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき又は不在のときは、会長の代理として出席した者がその職務を代行する。

（守秘義務）

第6条 委員は、協議会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（報酬等）

第7条 報酬は、支給しないものとする。ただし、総務局長が認めた場合には支給することができる。

- 2 委員が会議に参加した時は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を準用して算定した旅客運賃等の額を支給する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、総務局長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第9条 協議会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について協議等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、総務局総合調整部総合調整室において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は総務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

最後の空襲

最も多く爆弾（3,609トン）が投下

最も多くのB29（472機）が来襲
名古屋城が消失

B29による名古屋市初空襲
三菱発動機大幸工場が爆撃

参考 2-1

最も多くの方（2,068人）が
亡くなった。

最も多く負傷者（2,728名）、
被害戸数（39,893名）が発生

B25による名古屋市初空襲

表 12-1 名古屋空襲一覧		月 日		警 戒	空 襲	来 襲 機	出 撃 機	来 襲 機 数	爆 撃 目 標	投 下 弾 種	投 下 弾 トン 数	被 害 区	死 者	負 傷 者	被 害 戸 数
注 1) 機数は、よくに記した以外すべてB29爆撃機の機数。 2) 被害区で当時市域外に属する町村については、() 内に示した。 3) 数値・内容が不明なものは空襲のままだ。 (名古屋空襲を記録する会「名古屋空襲誌」第八号により作成。機数については「米軍資料・日本空襲の全容」マリアナ基地B29部隊「小山仁」示訳、投下弾トン数については防衛庁防衛研究所戦史室編「大東亜戦争公刊戦史叢書19・本土防衛作戦」などにより改訂)	63	7	26	七三〇	七三〇	二五七九	一	一	爆弾	一四、五二〇	昭和	市東部	七八五八	一〇、三七八	二五、四一六
	62	7	25	七二五	七二五	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	61	7	24	七二四	七二四	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	60	7	20	七二〇	七二〇	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	59	7	15	七二〇	七二〇	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	58	6	29	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	57	6	26	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	56	6	26	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	55	6	21	七二〇	七二〇	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	54	6	9	七四五	七四五	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	53	5	29	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	52	5	26	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	51	5	22	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	50	5	17	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	49	5	14	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	48	5	8	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	47	4	18	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	46	4	7	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	45	4	6	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	44	3	30	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	43	3	25	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	42	3	19	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	41	3	18	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	40	3	14	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	39	3	13	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	38	3	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	37	3	11	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	36	3	5	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	35	3	4	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	34	3	3	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	33	2	25	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	32	2	21	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	31	2	15	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	30	2	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	29	2	11	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	28	2	10	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	27	1	25	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	26	1	24	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	25	1	23	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	24	1	23	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	23	1	23	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	22	1	23	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	21	1	18	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	20	1	16	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	19	1	16	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	18	1	15	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	17	1	14	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	16	1	9	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	15	1	9	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	14	1	9	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	13	1	8	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	12	1	8	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	11	1	7	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	10	1	4	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	9	1	4	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	8	1	4	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	7	昭和20	1	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	6	昭和20	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	5	昭和20	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	4	昭和20	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	3	昭和20	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	2	昭和20	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	1	昭和20	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二
	0	昭和20	12	七二六	七二六	二五七九	一	一	爆弾	四五一	港	市北部	一六七	二〇八	二六二

令和元年度市政アンケート 結果（抜粋）

令和元年 10 月に追悼日を定めることについて、市民の意向や名古屋空襲の認知度等を把握するため実施したアンケートの結果（有効回答者数 839）は以下のとおりです。

昭和 17 年 4 月 18 日

B25 により名古屋市への初空襲が行われたこと

昭和 19 年 12 月 13 日

B29 による名古屋市への初空襲により、三菱発動機大幸工場が爆撃されたこと

昭和 20 年 3 月 19 日

市街地中心部への空襲により、名古屋空襲で最も多くの負傷者（2,728 人）と最も多くの被害戸数（39,893 戸）が発生したこと

昭和 20 年 5 月 14 日

名古屋空襲で最も多くの B29（472 機）が来襲し、市街地北部への空襲により、名古屋城天守閣が焼失したこと

昭和 20 年 5 月 17 日

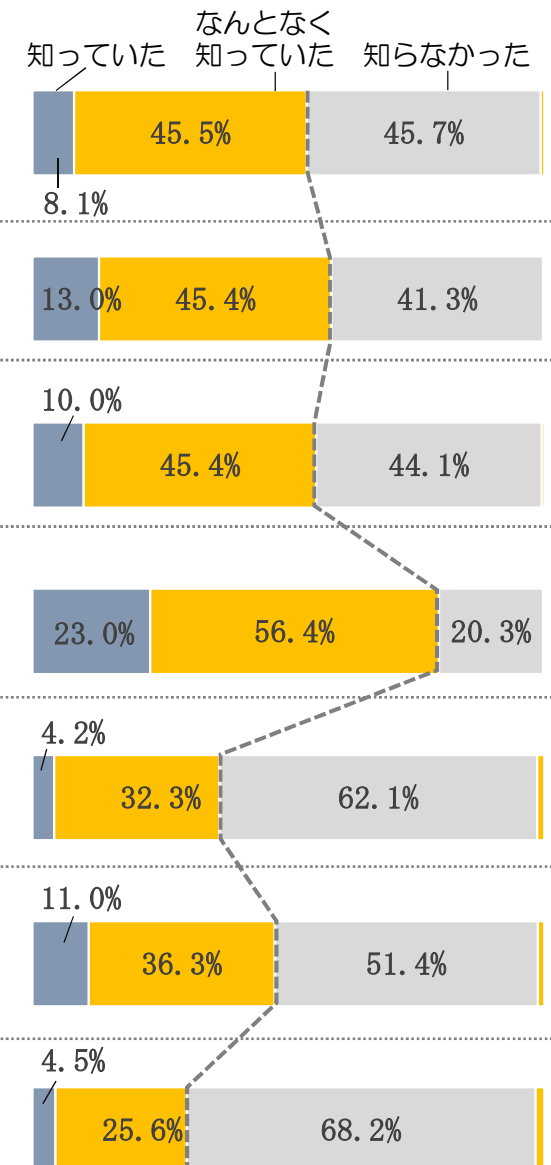
市街地南部への空襲において、名古屋空襲で最も多くの爆弾（3,609 トン）が投下されたこと

昭和 20 年 6 月 9 日

愛知時計電機、愛知航空機等に対する空襲により、名古屋空襲で最も多くの方（2,068 人）が亡くなったこと

昭和 20 年 7 月 26 日

名古屋市への最後の空襲が行われたこと



他都市の状況について

自治体	名 称 (制定方法)	日 付	制定の①背景、②経緯	①日付、②名称 の決定方法	実施事業 ①名称、②概要、③実施時期、④開催形式
東京都	平和の日 (条例)	3月10日	—	—	—
東京都 小金井市	平和の日 (条例)	3月10日	①東京大空襲 ②制定した平成26年度は、終戦から69年が経過し、また、小金井市内が空襲を受けたとされる記録から70年が経過することから、これを契機に戦争の記憶を風化させないためにも改めて平和の大切さや命の尊さを語り合い、考える機会をつくることにした。	①検討会で検討 ②自治体で検討	①小金井平和の日記念行事 ②平和作文コンクール表彰式及び朗読、平和音楽会 ③3月10日付近の休日 ④自治体主催（検討委員会で基本的な事業は選定済み）
東京都 国立市	平和の日 (条例)	6月21日	①国立市平和都市宣言の告示日 ②国立市平和都市宣言（平成12年）の告示日である6月21日を、平成28年に「くにたち平和の日」と定め、平成31年施行の国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例にて規定した。	①国立市平和都市 宣言の告示日 ②自治体で検討	追悼式典・セレモニー、フォーラム・シンポジウム、講演会・体験講話会、企画展示（年により実施内容が異なる）
岐阜県 各務ヶ原市	平和の日 (条例)	6月22日	①空襲による被害者数が一番多い日 ②平成元年3月議会での質問をきっかけに、庁内で検討した結果、「各務原市平和の日を定める条例」を平成2年3月議会に上程し、全会一致で議決した。	①自治体で検討 ②議会質問(提案)	①平和の日パネル展 ②各務原空襲・原爆に関するパネル等展示、小学生の平和メッセージ展示 ③6月22日前後の土日を含む3日間 ④市と県原爆被爆者の会岐阜地区支部の共催
					①黙とう ②市庁舎内で黙とうの実施 ③6月22日9：30～30秒間 ④-
					①講演会又はシンポジウム ②- ③6月22日前後の土又は日曜日 ④自治体主催
沖縄県	慰霊の日 (条例)	6月23日	①— ②沖縄戦の組織的戦闘の終焉の日	—	①沖縄全戦没者追悼式 ②戦没者のみ霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を願う沖縄の心を発信する。 ③6月23日 ④自治体主催
岡山県 岡山市	平和の日 (その他)	6月29日	①戦後40年の節目を迎え、昭和60年6月議会に複数の請願・陳情が提出されたことを受け、「平和都市宣言について」を追加提案。全会一致で決定された。（昭和60年6月25日） 平成元年6月議会に「岡山市平和の日宣言について」を追加提案。賛成多数で決定された。（平成元年6月24日） ②岡山大空襲で多くの市民が被災した日	自治体で検討	①岡山市戦没者追悼式 ②先の大戦において亡くなられた戦死者ならびに戦災死者の顕彰と哀悼の意を表すため無宗教による献花方式での式典を実施 ③例年6月29日 ④自治体主催
					①岡山戦災の記録と写真展 ②岡山空襲に関する資料の企画展示 ③例年6月ごろ（会期1か月程度） ④自治体主催

自治体	名 称 (制定方法)	日 付	制定の①背景、②経緯	①日付、②名称 の決定方法	実施事業 ①名称、②概要、③実施時期、④開催形式
青森県 青森市	平和の日 (条例)	7月28日	①昭和20年7月28日、本市は空襲を受け、街は一夜にして一面焼け野原、廃墟と化し、多くの命が失われた日である。 ②制定前も毎年青森空襲のあった7月28日に戦没者慰霊祭を開催するなど、戦争で亡くなった方々へ思いを致すとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝えるための取組をしてきたところであるが、戦後70年を経過し、戦争を経験した世代の方々の高齢化等により戦争の記憶が風化してきているという現状等を踏まえ、平成27年、「青森市平和の日等検討委員会」を設置し、本市における平和の日の必要性について審議することとした。	検討会で検討	①平和祈念式典開催事業 ②式典開催 ③7月28日 ④自治体主催
新潟県 長岡市	恒久平和の日 (条例)	8月1日	①焼夷弾による大規模な空襲により、市街地の約8割が焼け野原となり、多くの尊い命が失われた日 ②長岡空襲から70年が経過し体験者が減少するなか、危機感をもつ遺族会などの想いを受け、議員発議のもと条例が制定された。	－	①長岡市平和祈念式典 ②県内唯一の大規模戦災都市として、市民の出席のもと、戦没者を追悼するとともに、世界に向けて平和の尊さを発信するもの ③8月1日（他も同様） ④自治体主催
					①平和祈願祭 ②長岡空襲で亡くなった子どもたちや教職員など、犠牲となった方々への追悼の意を表するとともに、長岡空襲を語り継ぎ、非核・平和を誓う子どもたちを育てる。 ④新潟県教職員組合長岡支部主催（市共催）
					①ながおか平和フォーラム ②戦争の記憶が薄れていくなか、空襲の惨禍と平和の尊さを次の世代に語り継いでいくため、戦争と平和をテーマとした講演会など、平和に関連する事業を実施するもの ④実行委員会主催
					①柿川灯籠流し ②戦災殉難者への慰霊の想いと、復興への感謝の心を基に、平和に対する自分なりの想いをメッセージとして記載し、灯籠流しを行うもの ④長岡青年会議所主催（市共催）
長崎県 長崎市	平和の日 (条例)	8月9日	①長崎に原子爆弾が投下された日 ②平成6年6月3日、長崎市被爆50周年記念事業市民委員会から、8月9日を仮称「ながさき平和の日」等とすることについての提言を受け、市議会で条例の議決を経て、平成7年3月23日に施行された。	市議会で議決	①長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典 ②原爆が投下された8月9日に平和公園の平和祈念像前において、原爆犠牲者を慰霊し、あわせて世界恒久平和の実現を祈って毎年举行している ③8月9日 ④自治体主催

自治体	名 称 (制定方法)	日 付	制定の①背景、②経緯	①日付、②名称 の決定方法	実施事業 ①名称、②概要、③実施時期、④開催形式
神奈川県 秦野市	秦野市平和の日 (告示)	8月15日	①当時の市長マニフェストの一つであり、検討に当たっては、幅広い市民の意見を取り入れていくため、19年12月に、検討委員会を設置した。検討委員会では、制定の必要性や日にちの設定などの検討を行い、平成20年4月に「平和の日」の日の設定や制定の意義などについて市長に提言した。その提言に基づき、平成20年の6月市議会に議案として提出し、賛成全員で可決された。 ②市民へのアンケート調査の結果で8月15日との回答が最も多かった。	①検討会で検討 ②自治体で検討	①戦没者追悼平和祈念式典 ②本市出身の戦没者の冥福を祈るとともに、恒久平和を祈念するため開催。秦野市平和祈念公園で実施 ③8月 ④自治体主催
					①親子ひろしま訪問団 ②平和記念式典参列、平和記念資料館視察、被爆体験談聴講 ③毎年8月5日～7日 ④実行委員会主催（構成員：公募市民、市内関係団体）
					①ピースキャンドルナイト及び平和の日のつどい ②市民手作りのキャンドルに平和の灯をともしコンサート、親子ひろしま訪問団活動報告 ③8月中旬 ④実行委員会主催（構成員：公募市民、市内関係団体）
					①平和を考えるフォーラム ②パネル展示（夏）、講演会（冬） ③8月（ピースキャンドルナイト及び平和の日のつどいに合わせ3日間実施）、下半期に1回 ④市民団体
沖縄県 北谷町	平和の日 (条例)	10月22日	①沖縄戦終戦時に町の全域が米軍に占領され、かろうじて生き延びた町民が1946（昭和21）年の10月22日ようやく米軍から町内の一部に居住が許可され平和なふるさとの建設に向け踏み出した日 ②戦後50年、歴史的教訓としていかなる理由があっても戦争を起こしてはならないとする町民の総意の基人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりを進めるために「北谷町民平和の日」を定めた。	自治体で検討	①北谷町平和祈念祭 ②平和に関する鑑賞会、日本国憲法の平和思想の普及に関する事業、平和教育の推進に関する事業、沖縄戦体験並びに広島・長崎の被爆体験の継承に関する事業等 ③10月22日～10月31日までを平和推進旬間と定め様々な事業を実施（ウェブ配信10月22日～3月31日） ④自治体が主催
東京都 武蔵野市	平和の日 (条例)	11月24日	①武蔵野市内に初空襲があったのが昭和19年11月24日。 ②戦禍により犠牲になられた方々を悼み、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継ぐため、平成22年に設置された平和施策懇談会からの提言によって制定された。	検討会で検討	①武蔵野市平和の日イベント ②11月中に市内各所でパネル展、横断幕の設置をしている。11月24日には講演会を実施。（24日が平日の場合には23日） ③11月中 ④実行委員会（市民団体、平和関連団体、公募市民）が主催（市は共催）